

昭和三十年農林省令第四十五号

養蜂振興法施行規則

養ほう振興法（昭和三十年法律第八十号）第三
条第一項、第四條第一項及び第六條第一項の規
定に基き、並びに同法第四條第一項の規定を実施
するため、養ほう振興法施行規則を次のように定
める。

（届出）

第一条 養蜂振興法（以下「法」という。）第三
条第一項の規定による届出は、毎年一月三十一
日までにしなければならない。

2 法第三条第一項ただし書に規定する農林水産
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜
蜂の飼育を行う場合

二 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行
う場合

三 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂
の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正
の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障
を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認め
る場合

3 法第三条第三項の規定による変更の届出は、
当該変更があつた日から一箇月以内に行うもの
とする。

4 法第三条第四項の規定による通知は、法第三
条第一項又は第三項の規定による届出を受理し
た日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

（転飼養蜂の許可申請）

第二条 法第四条第一項の規定による許可の申請
は、その都道府県の区域内において蜜蜂の飼育
を始める日の二箇月前までに、次の事項を記載
した申請書を提出してしなければならない。

一 住所及び氏名（法人の場合にあつては名称
及び代表者の氏名）

二 蜂群数

三 転飼しようとする場所及び期間

（許可証の交付等）

第三条 都道府県知事は、法第四条第一項の規定
による許可をしたときはその申請者に別記様式
による許可証を交付し、その許可をしなかつた
ときはその申請者に対しその旨を通知しなけれ
ばならない。

2 養蜂業者は、法第四条第一項の規定による許
可を受けて転飼するときは、前項の許可証を携
帶しなければならない。

第四条 削除

（蜂蜜の表示）

第五条 法第七条第一項の規定による表示は、一
缶又は一瓶ごとに、同項の規定により表示すべ
き事項を記載した証紙又はレーベルを、容器の
見やすい箇所に貼り付けてしなければならない。
い。

附 則 抄

1 この省令は、養ほう振興法の施行の日（昭和
三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十一年二月二七日農林省
令第六八号）抄

1 この省令は、昭和三十一年一月一日から施行
する。

附 則 （昭和三十四年四月二五日農林省令
第一八号）

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行
する。

附 則 （昭和四一年三月二日農林省令第
四号）抄

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行
する。

附 則 （昭和四三年五月一日農林省令第
二七号）抄

1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行
する。

附 則 （平成二四年一月一日農林水産
省令第五六号）

この省令は、養ほう振興法の一部を改正する
法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から
施行する。

附 則 （令和二年二月二日農林水産
省令第八三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に
よる改正前の様式（次項において「旧様式」と
いう。）により使用されている書類は、この省
令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができる。

別記様式

養蜂振興法施行規則	
姓 名	
所在地又は住所及び代表者の氏名	
蜂 群 数	
転飼の場所	
転飼の期間	
その他の表示	
年 月 日	
都道府県知事	